

古河ブランド認証基準

古河ブランド認証要綱第2条に規定する「古河ブランド」として認証するための審査基準を次のとおり定める。

1、認証基準

古河市のPRやイメージ向上につながる商品、または将来性の評価の高い商品であつて①・②についてはそれぞれ一つ以上該当し、③・④についてはすべて該当すること。

① 独創性

- ・ 伝承性やストーリー性をもった商品であること。
- ・ 独創性・アピール性など生産者の思いがある商品であること。
- ・ 商品名や商品企画、原材料などに古河を表現する要素を有している商品であること。
- ・ 商品の魅力が古河のイメージアップや商業の活性化につながるものであること。

② 産地

- ・ 古河市内で生産された商品であること。
- ・ 古河市内の事業所で製造・加工された商品であること。
- ・ 古河市で生産された素材を主原料として使用した商品であること。
- ・ 古河市外で生産された商品で古河のイメージアップや商業の活性化につながるものであること。

③ 安全安心

- ・ 商品や販売に関する関係法令が遵守されていること。
- ・ 継続的に市場への供給が可能であること。

④ 品質・性能と価格

- ・ 味、外観等に優れていること。
- ・ 品質に見合う価格が設定されていること。

2、受証事業者に係る基準（①～③すべてに該当すること。）

「古河ブランド」の認証に際し、次の要件を受証事業者に係る基準として考慮し、認証するものとする。

- ① 地域経済活性化を目的として「古河ブランド」を理解し、互いに協力し、地域ブランドの育成に貢献しようとする連帯感があること。
- ② 新製品開発や販路拡大に対する旺盛な意欲があること。
- ③ 生産者・製造者責任に基づく誠実な対応ができること。